

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 2 5 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市町村における
国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国民健康保険の資格喪失処理における第 1 号・第 3 号被保険者資格喪失・喪失訂正者一覧表（以下「1・3号喪失一覧表」という。）の活用方法については、「「国民健康保険の適用事務における年金被保険者情報の活用について」の一部改正について」（平成 23 年 12 月 16 日付保国発第 1216 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「平成 23 年通知」）3 の（2）においてお示ししているところです。

地方分権改革に係る「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）において、「オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報（以下この事項において「資格重複情報」という。）を、市町村に提供する仕組みを構築し、令和 3 年 3 月から運用開始する。それに先立ち、当該仕組みの運用方法について市区町村に通知する。資格重複情報により被保険者資格の喪失処理を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和 3 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う医療保険者等向け中間サーバー等（「中間サーバー」という。以下同じ。）の新機能である資格重複チェック機能を活用し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における国民健康保険の資格喪失処理の今後の取扱いについて、下記のとおり御連絡いたしますので、貴管内市町村に周知いただくとともに、その円滑な運用について御配慮願います。

記

第 1 中間サーバーにおける「資格重複状況結果一覧」について

1. 概要

今般、オンライン資格確認の導入に伴い、中間サーバーの新機能である資格重複チェック機能が導入されることとなる。各医療保険者がオンライン資格確認のために中間サーバーに登録した資格情報をもとに、資格重複となっている者のリスト（「資格

重複状況結果一覧」という。以下同じ。)が作成され、各保険者に提供される。このうち市町村については、国保情報集約システムを通じて資格重複状況結果一覧の提供を受けることとなる。

なお、資格重複状況結果一覧の提供に係る詳細、資格重複チェックに関する概要については、追って連絡する。

2. 提供される情報について

資格重複状況結果一覧として市町村に提供される情報は、別添(3.1 資格重複状況結果一覧ファイル(FI_HIM_0007))に記載の通りであり、毎月2回程度中間サーバーにて作成し、市町村については、国保情報集約システムから任意のタイミングで資格重複状況結果一覧を取得することが可能となる。ファイル形式は csv で提供される。

3. 提供開始期日について

オンライン資格確認等システムの稼働に伴い令和3年3月より提供を開始する。

第2 1・3号喪失一覧表を活用した資格喪失処理の今後の運用について

市町村に提供される資格重複状況結果一覧については、各医療保険者がオンライン資格確認のために中間サーバーに登録した資格情報をもとにしていることから、各市町村が各医療保険者に個別に照会を行って提供を受けた情報と同等のものと位置付けられ、市町村は当該情報を資格喪失処理事務に活用することができる。

具体的には、平成23年通知3.(2)による国民健康保険の資格喪失処理(1・3号喪失一覧表の活用)②及び③を実施するにあたって、市町村は、対象者の資格喪失の事実等を確認するため、任意で、事業所への電話や文書等による照会を行う場合があるが、今後、資格重複状況結果一覧の提供が開始されることに伴い、事業所への電話や文書等による照会と同様に、当該資格重複状況結果一覧を活用し、確認を行うことも可能となる。

なお、平成23年通知3.(2)②及び③による資格喪失処理手続を進めるにあたっては、②のとおり、1・3号喪失一覧表により資格喪失届が未提出であると見込まれる者を抽出することとなっているが、同様に、資格重複状況結果一覧により対象者を抽出し、被保険者資格の喪失処理手続を進めることについては、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和3年中に結論を得ることとしており、現時点において、当該資格重複状況結果一覧のみを以て被保険者の資格喪失処理手続を進めることとしたものではないことに留意されたい。